

## 議案第 9 5 号

北名古屋市老人ホーム入所判定委員会条例及び北名古屋市地域包括ケアシステム推進協議会条例の一部改正について

北名古屋市老人ホーム入所判定委員会条例及び北名古屋市地域包括ケアシステム推進協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることから、北名古屋市の区域に設置している協議会の名称を北名古屋市民生委員児童委員協議会に変更するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市老人ホーム入所判定委員会条例及び北名古屋市地域包括  
ケアシステム推進協議会条例の一部を改正する条例

(北名古屋市老人ホーム入所判定委員会条例の一部改正)

第1条 北名古屋市老人ホーム入所判定委員会条例（平成25年北名古屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「民生委員協議会」を「北名古屋市民生委員児童委員協議会」に改める。

(北名古屋市地域包括ケアシステム推進協議会条例の一部改正)

第2条 北名古屋市地域包括ケアシステム推進協議会条例（平成27年北名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第11号中「北名古屋市民生委員協議会」を「北名古屋市民生委員児童委員協議会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。